

庭球場利用における減免申請の受付について

庭球場利用における利用料金減免申請の受付につきまして、これまでは窓口での密を避けるため、利用されるメンバーのうち、予約者のみご来場いただき、窓口で手続きを行う緩和措置を行っておりました。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更されることに伴い、6月1日からは、通常どおり、利用者個人（全員）が窓口に来場のうえ、申請・本人確認を行っていただくこととしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

練馬区スポーツ振興課運営調整係